日向市 部活動の運営方針

令和元年5月 日向市教育委員会



本方針策定の趣旨等

... 1

1 適切な運営のための体制整備		2
(1) 部活動の方針の策定等		
(2) 指導・運営に係る体制の構築		
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組		3
(1)適切な指導の実施		
(2) 部活動用指導手引きの普及・活用		
3 適切な休養日等の設定	•••	4
(1)休養日		
(2)活動時間		
(3) その他		
4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	•••	5
(1)生徒のニーズを踏まえた部活動の設置		
(2)地域との連携等		
5 学校単位で参加する大会等の見直し		5

「日向市部活動の運営方針」策定の趣旨

- 1 「日向市部活動の運営方針」(以下、「市の方針」という。)は、本市における公立中学校の部活動を主な対象とし、全ての生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で実施されることを目指す。
 - ☑ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、生徒がスポーツや文化、科学等に親しみ、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
 - ☑ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、 学校は、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に取り組むこと
 - ☑ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること
- 2 市教育委員会及び校長は、国が策定した「運動部活動の在り方に関する 総合的なガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)、「文化部活動の 在り方に関する方針」(以下「文化部活動方針」という。)、「宮崎県運動部 活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」(以下「県の方針」という。) 並びに「市の方針」に則り、今後、持続可能な部活動の在り方について検 討するとともに、速やかに改革に取り組む。
- 3 市教育委員会は、「市の方針」に基づく部活動に関する変革の取組状況に ついて、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動に係る活動方針の策定等

- ア 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画」を学校のホームページへの掲載等により公表する。
 - ※ ここでいう「活動計画」とは、部顧問が作成する年間及び毎月の活動 計画を示す。
- イ 市教育委員会は、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率 的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成を行うなど、必要に応じて 学校に対して支援を行う。

(2) 部活動の指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、外部コーチ等の配置状況等を踏まえ、生徒の 安全確保、指導内容の充実と、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑 に部活動の運営が実施できるよう、適正な数の部活動数の調整を図る。
- イ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に 鑑み、教師の他の校務分掌や、外部コーチ等の配置状況を勘案した上で行う など、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切 な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ウ 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全にスポーツ活動や芸術文化等の活動を行い、生徒及び教師の負担が過度とならいよう、適宜、指導・是正を行う。
- エ 校長は、部活動の運営に関する校内組織体制として、教職員のみならず、 保護者や地域のスポーツ等関係者、学校医なども加え、生徒の発育・発達 の段階に応じた適切な練習内容や時間(量)、学校と保護者及び地域間の連 携方策について、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得る。 (例) 部活動運営委員会(仮称)の設置等
- オ 市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1)適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

また、市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

- イ 部顧問は、科学的な見地に基づき、計画的に休養日を設定することが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも技能や体力の向上につながらないこと等を正しく理解する。 また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- ウ 校長及び部顧問は、部活動における生徒の熱中症事故防止等の安全確保 を徹底するため、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会) 等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。また、熱中症予防情 報や予防サイトの活用、熱中症センサーの設置等により積極的に情報収集 を行い、万全の安全対策を講じる。

(2) 部活動用指導手引きの普及・活用

- ア 運動部顧問は、中央競技団体が作成する「運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引き」を活用して、2(1)に基づく指導を行う。
- イ 文化部活動顧問は、「文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活用のための指導手引き」を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日の確保及び活動時間については、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点からジュニア期における活動時間に関する研究も踏まえ、望ましい活動時間を設定することとする。

(1)休養日

- ア 平日は少なくとも1日以上の休養日を設定する。
- イ 休日(土・日・祝日)は各競技の大会・コンクール日程等を考慮し、2 カ月を一単位とし、8回程度の休養日を設定する。
- ウ 第3日曜日(家庭の日)は原則休養日とする。ただし、大会・コンクール等でやむを得ない場合のみ、他の土・日・祝日に休養日を設定する。
- エ 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、 以下の期間中は原則として休養日とする。
 - ※ 8月13日~15日
 - ※12月29日~1月3日

(2)活動時間

ア 長くとも平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、練習の量から練習の質を重視した部活動へと質的転換を図る。

(3) その他

ア 校長は、1 (1) に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、「市の方針」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動状況を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

- ア 校長は、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、体力つくりを目的とした活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討する。
- イ 市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の部を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないよう、学校関係団体と連携し、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組の工夫改善に努める。

(2)地域との連携等

- ア 市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ 団体や関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等によ る学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。
- イ 市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動に ついては、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意し つつ、生徒がスポーツや芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよ う、学校体育施設開放事業を推進する。
- ウ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、 こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 市教育委員会は、学校の各部が参加する大会・コンクールの全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、 生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会・コンクール等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各部が参加する大会・コンクール等について検討する。
- イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならない ことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。